

## 東京大学大学院教育学研究科特任研究員（特定短時間勤務有期雇用教職員） 公募要項

大学院教育学研究科植阪友理研究室では、科研基盤研究B「学習方略の新たな指導枠組みと評価方法に基づく実験・実践的研究」に関わる研究を実施しており、本プロジェクトを遂行するための特任研究員を公募します。

### 記

- 1 職名及び人数  
特任研究員 1名
- 2 着任時期および任期  
2024年6月1日～2025年3月31日  
更新する場合があります。  
更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は3回、在職できる期間は2028年3月31日を限度とし、以後更新しない。  
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
- 3 試用期間  
採用された日から14日間
- 4 勤務地及び就業場所  
大学院教育学研究科（東京都文京区本郷7-3-1）  
変更の範囲：原則同一部局内
- 5 所属  
東京大学大学院教育学研究科教育心理学コース 植阪友理研究室
- 6 職務内容  
(1) 中学生を対象とした実験授業「学習ゼミナール」の企画と実施  
(2) 深い理解・学習方略の獲得を促す授業実践に関する論文の執筆  
(3) その他、当該プロジェクトと関連の深い植阪友理研究室の研究に研究室のメンバーと連携して取り組む可能性や、植阪友理研究室が行っている社会的活動にかかわる可能性がある。  
変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
- 7 就業日および就業時間、休日、休暇  
週1日、5時間程度  
(時間・曜日の詳細は応募者との相談に応じて決定します)  
休日は土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

休暇は年次有給休暇、特別休暇 等  
※時間外労働を命じることがある。

## 8 待遇・給与

時給 1500 円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定します。  
通勤手当（原則 55,000 円／月まで）、超過勤務手当  
参考：東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程  
[http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki\\_int/reiki\\_syuki/syuki25.pdf](http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_syuki/syuki25.pdf)

## 9 社会保険等

厚生年金，健康保険（文科省共済），雇用保険及び労災保険に法令の定めるところにより加入。

## 10 応募資格

次の全てに該当する方

- (1) 教育心理学の教授学習分野の研究業績および学校教育における実践に関わった実績があること。  
\* 児童生徒の学習方略の改善や指導法改善や，新たな評価方法の開発にかかわった経験がある場合には，特に優先する。
- (2) 学校現場での指導経験があること。（校種や教科は問わない）

## 11 提出書類

（提出部数：1部）

- (1) 東京大学履歴書  
（参照 URL <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>）
- (2) 研究業績目録（学位論文，著書，研究論文その他）\* 書式は自由。
- (3) 実践的な研究活動に関わっている実績を示す資料 3点以内  
（研究報告書やポスター発表の写し等、形式は問わない）

## 12 応募締切 2024年4月25日 郵送必着

## 13 選考方法

書類選考の他，必要に応じて面接選考を行います。詳細については，書類選考通過者のみ別途通知します。なお，選考経過に関する個別のお問合せはご遠慮ください。また，応募書類は，本公募の用途に限り使用し，取得した個人情報には正当な理由なく第三者へ開示，譲渡及び貸与することは一切ありません。応募書類は返却いたしませんので，ご了承ください。

## 14 応募書類の送付先

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1  
東京大学大学院教育学研究科 植阪友理研究室  
なお，封筒の表に「特任研究員応募」と朱書し，必ず郵送にてご提出ください。

## 15 問合せ先

住 所： 〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1  
東京大学大学院教育学研究科 植阪友理研究室  
電 話： 03-5841-4915  
E-mail： yuri-uesaka---p.u-tokyo.ac.jp  
(「---」を「@」に変えてください。)

16 募集者名称 : 国立大学法人東京大学

17 受動喫煙防止措置の状況 : 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

18 その他

本学では、男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。